佐世保市自殺対策計画(仮称) (案)

令和4年(2022年)10月

佐世保市

はじめに

 す。

目 次

第1章 計画の概要
 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 佐世保市の自殺の現状
1. 自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・P7 2. 佐世保市の自殺特性のまとめと必要な対策・・・・・・・・P17
第3章 自殺対策における基本的な考え方
 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23
第4章 自殺対策の具体的な取り組み
1. 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P25 2. 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P36
第5章 自殺対策の推進
1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・P41 2. 計画の周知・啓発・・・・・・・・・・・・・・・P42
資料編
 佐世保市保健福祉審議会要綱・・・・・・・・・・・P 佐世保市保健福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿・・・・・P 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・P 自殺総合対策大綱(概要)・・・・・・・・・・・・・P

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成 10 (1998) 年に年間 3 万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような状況のもと、平成 18 (2006) 年 10 月に「自殺対策基本法*1」(平成 18 (2006) 年法律第 85 号)が制定、平成 19 年 6 月に「自殺総合対策大綱*2」が策定され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。

そして、国を挙げて自殺対策を総合的に進めた結果、自殺者数の年次推移は減少傾向となるなど、着実に成果を上げてきました。しかしながら、我が国の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は主要先進了か国の中で最も高く、年間の自殺者数累計も毎年2万人を超えるなど、いまだ非常事態の状況にあるといえます。

このような中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をより一層総合的かつ効果的に推進するため、平成28(2016)年に「自殺対策基本法」が改正され、翌29(2017)年には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

「自殺対策基本法」では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として 実施されるべきこと等が基本理念に明記され、自殺対策の地域間格差を解消 し、誰もが必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村における 地域自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

県においては、平成20(2008)年3月に「長崎県自殺総合対策5力年計画」を策定、令和4年(2022)年 月には第4期計画を策定し、自殺対策に取り組んでいます。

新たな大綱(R4.10月頃閣議決定予定) の内容を踏まえて追記します。

これらの背景を踏まえ、本市においても、自殺対策の取組をより総合的に推 進するため、「佐世保市自殺対策計画」(以下「本計画」という。)を策定し ます。 ※1 自殺対策基本法:我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律です。

※2 自殺総合対策大綱:自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策会議における議論を経て、 政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものです。

参考

■先進諸国の自殺死亡率

日本	フランス	米 国	ドイツ	カナダ	英 国	イタリア
(2020)	(2016)	(2019)	(2020)	(2016)	(2019)	(2017)
16.4	13.1	14.9	11.1	11.3	8.4	6.5

資料:世界保健機関資料(2021年4月)より厚生労働省自殺対策推進室作成

■自殺総合対策大綱概要

新たな大綱(R4.10 月頃閣議決定予定) の概要図を掲載します。

資料:厚生労働省作成

■2. これまでの取り組み

本市では、自殺対策基本法が制定されたことを受け、平成18(2006)年より、うつ病対策と自殺予防対策として心の健康対策事業を開始しました。市民に対する正しい知識の普及啓発や専門職に対する研修会、ゲートキーパー*3養成等に取り組んできました。また、平成22(2010)年より、庁内外の関係部署や関係機関との意見交換の場を設け、ネットワークの強化に取り組んでいます。

※3 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(気づき、傾聴、つなぎ、見守り)を図ることができる人のことで、「命の門番」と言われています。

||3. 計画策定の趣旨

当初、本市の自殺対策計画は、平成31(2019)年3月に佐世保市健康増進計画(第2次けんこうシップさせぼ21)に組み入れる形で策定していました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国的に 自殺者数の増加が懸念される中、より有効的な自殺対策を行う必要性が出てき ました。

全国の自殺者数は、令和2年は20,243人で前年に比べ818人増加(厚生労働省人口動態統計より)し、リーマンショックの影響で経済状況が悪化した平成21年以来11年ぶりに前年を上回りました。厚生労働省は、増加要因の1つに新型コロナウイルスの感染拡大による社会環境の変化をあげており、「社会・経済活動の自粛の影響や学校の休校など生活環境の変化の影響を受けやすい女性や若年層で自殺者数の増加が生じてしまった」との見方を示しています。

本市の自殺者数についても、令和2年は前年よりも増加しており、社会全体の 自殺リスクが高まっている状況であり、対策をより充実させていく必要がある と言えます。

自殺対策計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現」を目指すもので、そのためには、庁内、関係団体、地域の様々な取り組みを「生きることを支える取り組み」とし、より包括的、全庁的に自殺対策を進めていく必要があります。

したがって、自殺の現状や計画の必要性などについて市民に見える化することでより理解しやすいものにするため、今回、単独の計画として、本計画を策定することとしました。

参考

■全国の自殺者数の推移

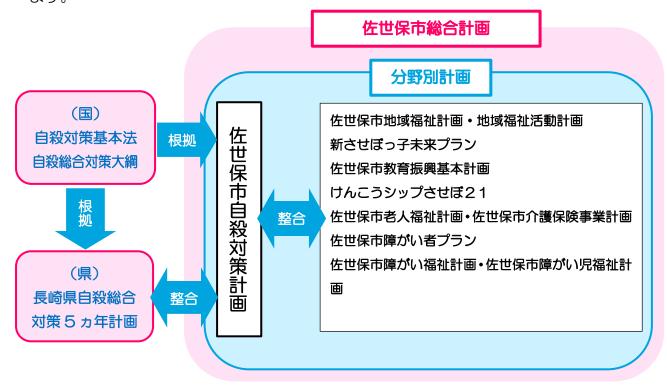


資料:厚生労働省人口動態統計より

4. 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 (2016) 年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、 国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に 定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

なお、本計画は「佐世保市総合計画」を上位計画とし、分野別計画の一部として位置付け、その他の関連する各種計画との整合性を図りながら、推進していきます。



5. 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱が概ね5年に1度を目安として見直されていることから、国の動きや県の動向、自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、本計画については、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とし、評価については毎年実施します。

年	~令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
度	~ (2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)
玉	自殺総合対策大綱 平成 29 (2017)年~		自殺	総合対策	大綱		
県	第3期長崎県自殺 総合対策5カ年計画 平成29(2017)年~	第4邦	期長崎県自	1殺総合対	策5カ年	計画	
		第7次條		5総合計 2020)年~	· 画		
	第3期佐世保市 •佐世保市地域社 平成31(2)	富祉活動計			世保市地域	市地域福祉 或福祉活動 (2024) 年~	
佐							
世保市	第2次けんこうシップで 平成 25(2013)年~	させぼ21	1 年延 長あり				
	佐世保市自殺対策計 (けんこうシップさい に組み入れる形で策定 平成30(2018)年	せぼ21)					
					卢自殺対 領 単独計画)	策計画	

第2章 佐世保市の自殺の現状

自殺に関する統計データについて

《厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い》

この計画のデータについては、国の機関である「いのち支える自殺対策推進センター(略称JSCP)*4」が分析を行った「地域自殺実態プロファイル*5」と厚生労働省の「人口動態統計」を記載しています。

なお、「地域自殺実態プロファイル」は、警察庁から提供を受けた「自 殺統計」データに基づき厚生労働省自殺対策室が作成した「地域における 自殺の基礎資料」のほか、「警察庁自殺統計原票データ」等を用いて作成 されています。各統計資料は下記のとおり捉え方に違いがあり、公表され る自殺者数も異なってきます。

	人口動態統計(厚生労働省)	自殺統計(警察庁)
対象	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	死亡時点	自殺死体発見時点
事務手続き上の差異	死亡診断書等で自殺が明確でない 場合は、自殺以外で処理される	発見時には自殺が明確でない場合 でも、その後の調査で判明した場 合はその時点で計上される
自殺者数	 住居地(自殺者の居住のあった場 所)で集計	発見地(自殺死体が発見された場所)と住居地(自殺者の居住があった場所)の2通りで集計
統計の利用 方法	自殺死亡者数や自殺死亡率の年次 推移を分析するため使用	自殺死亡者の職業、原因・動機な どの分析をするため使用

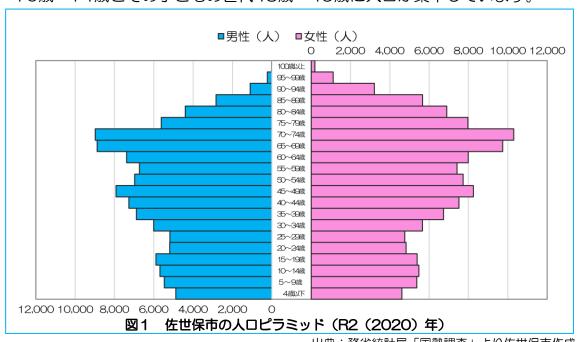
※4 いのち支える自殺対策推進センター(略称 JSCP):「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第三十二号)」に基づく国の機関。厚生労働省の指導監督の下、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策の PDCA サイクルに取り組むためのエビデンスの提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを使命としています。

※5 地域実態プロファイル: いのち支える自殺対策推進センターが、全ての都道府県及び市町村の自殺実態を分析し、その地域における自殺の特徴を示したものです。

1. 自殺の現状

(1) 佐世保市の人口ピラミッド

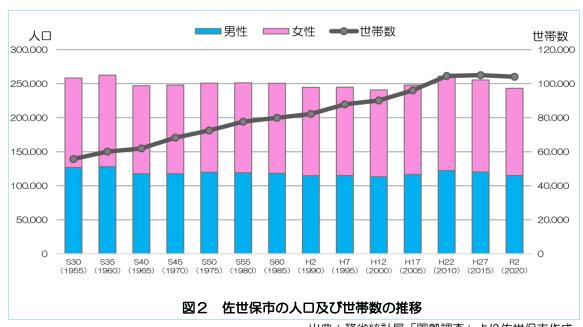
70歳~74歳とその子どもの世代45歳~49歳に人口が集中しています。



出典:務省統計局「国勢調査」より佐世保市作成

(2) 佐世保市の人口の推移

本市の人口は、市町村合併(平成17(2005)年に吉井町、世知原町と、 平成18(2006)年に宇久町、小佐々町と、平成22(2010)年に江迎町、 鹿町町と合併しています)により、人口が加算されましたが、近年、人口は減 少傾向です。一方、世帯数は、継続して増え続けていましたが、近年は、ほぼ 横ばいで推移しています



出典:務省統計局「国勢調査」より佐世保市作成

(3) 自殺者と自殺死亡率*4の推移

① 自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、年によってばらつきはあるものの、平成20(2008) 年の73人をピークに減少傾向となり、令和2(2020)年は32人となっています。



出典:人口動態統計より佐世保市作成

② 自殺死亡率の国と県との比較

自殺死亡率は、平成19(2007)年及び平成20(2008)年、平成22(2010)年は全国平均を上回っていましたが、平成23(2011)年以後は全国平均を下回って推移しています。



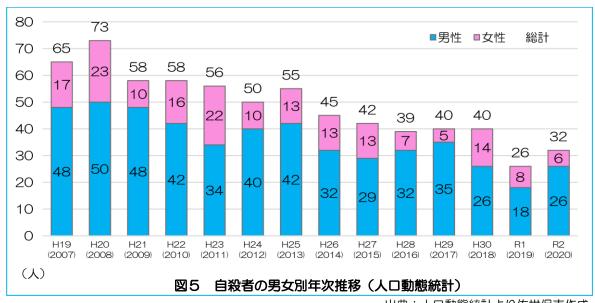
図4 自殺死亡率の年次推移(人口動態統計)

出典:人口動態統計より佐世保市作成

※4 自殺死亡率:人口 10 万人あたりの自殺者数です。数値は小数点第2位を四捨五入して表示しています。

③ 自殺者の男女別年次推移

自殺者に占める男性の割合が高くなっており、平成19(2007)年から令 和2(2020)年までの平均で73.9%を占めています。

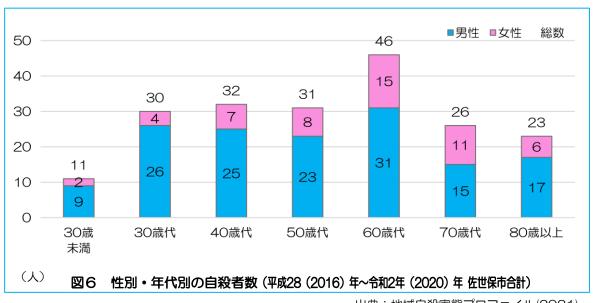


出典:人口動態統計より佐世保市作成

(4) 年代別の自殺の状況

① 性別年代別の自殺者数

年代別の自殺者数は、男性では60歳代が一番多く、次いで30歳代が多くな っています。また、女性では、60歳代が一番、次いで70歳代が多くなってい ます。



② 性別年代別の自殺死亡率

男性は80歳代が一番高い数字で、次いで30歳代、60歳代、50歳代、40歳代となっており、全国平均と比べて高くなっています。

女性は60歳代が一番高い数字で、全国平均と比べて高くなっています。次いで70歳代が高く、全国平均と同等の自殺死亡率となっています。

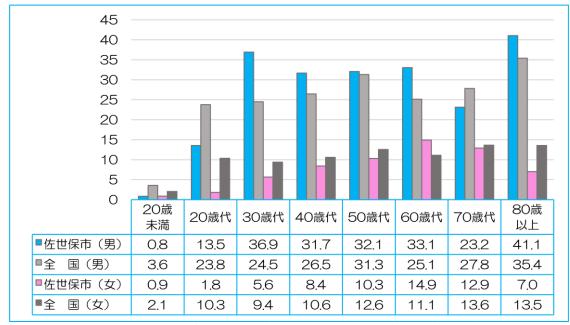


図7 性別・年代別の自殺死亡率(平成28(2016)年~令和2年(2020)年合計)

出典:地域自殺実態プロファイル(2021)

(5) 職業別の自殺の状況

① 職業別の自殺者数

無職者(主婦、学生・生徒等、失業者、年金・雇用保険等生活者、その他無職者)が約69.2%を占めています。内訳では、「その他の無職者」が一番多く、次いで「年金等生活者」「被雇用者・勤め人」の順になっています。

*その他の無職者は、「利子・配当・家賃等生活者」「浮浪者」「その他の無職者」 を合計したもの。

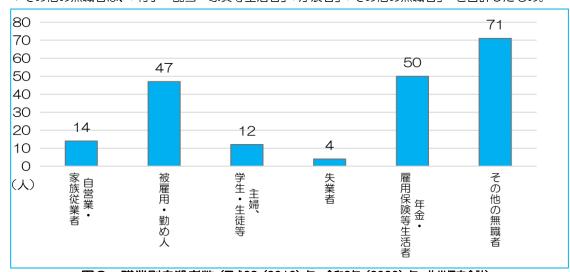


図8 職業別自殺者数(平成28(2016)年~令和2年(2020)年 佐世保市合計)

② 有職者の自殺者の内訳

「自営業者・家族従業者」よりも「被雇用者・勤め人」のほうが自殺者数の割合は多くなっており、全国と同様の結果となっています。

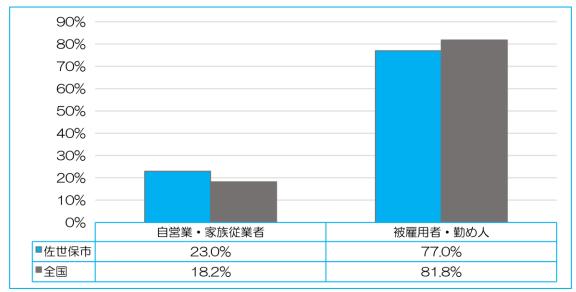


図9 有職者の自殺死亡率 (平成28 (2016) 年~令和2年 (2020) 年 合計)

出典:地域自殺実態プロファイル(2021)

③ 自殺者の性別職業別構成比

全国平均と比べると、男性では「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」 に占める割合が全国平均よりも高くなっています。女性では、「その他の無職者」 で全国平均より高くなっています。

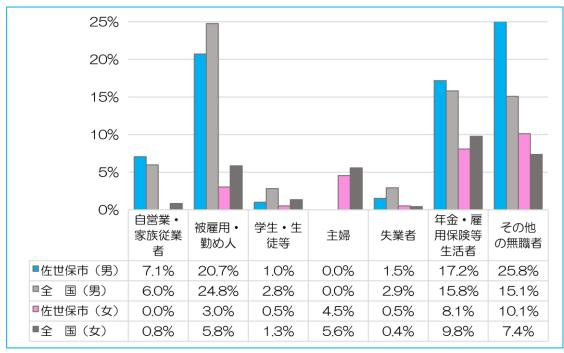


図10 自殺者の性別職業別構成比(平成28(2016)年~令和2年(2020)年 合計)

(6) 男女別・年代別、職業・同居の有無

自殺者数の合計に対する割合として、男女いずれも、60歳以上の「無職者・同居」「無職者・独居」による自殺者が高く、全国の割合よりも高くなっています。男性は続いて40~59歳の「有職者・同居」、女性は40~59歳の「無職者・同居」の順となっています。

自殺死亡率でみると、男性は、20~39歳「無職者の同居・独居」、60歳以上「無職者・独居」が、全国平均よりも大幅に高くなっています。女性は60歳以上「有職者・独居」、40~59歳「無職者・同居」が全国平均よりも高くなっています。

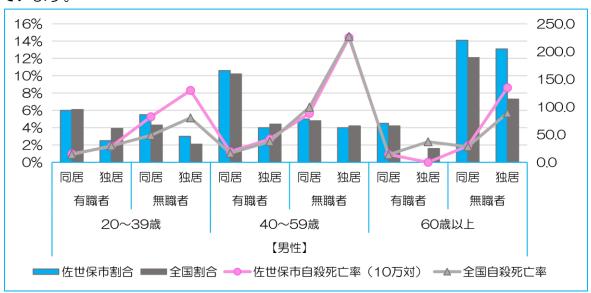


図11 年代別、職業・同居の有無別割合と自殺死亡率 男性 (平成28 (2016)年~令和2年 (2020)年 合計)

出典:地域自殺実態プロファイル(2021)

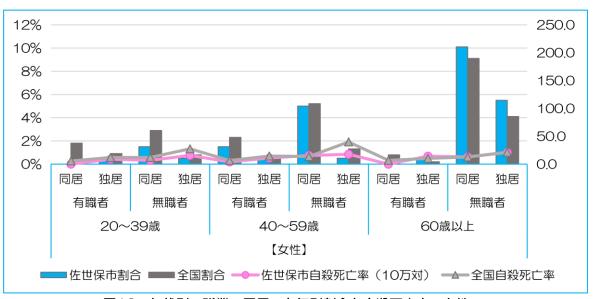


図12 年代別、職業・同居の有無別割合と自殺死亡率 女性 (平成28 (2016)年~令和2年 (2020)年 合計)

(7) 自殺の原因・動機別の状況

自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。その要因の中で、「健康問題」が男女ともに最も多く、次いで「不詳」「その他」を除くと「経済・生活問題」が多くなっており、「家庭問題」「勤務問題」の順に続いています。健康問題の内訳としてはうつ病が最も多く、次いで身体の病気となっています。*遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としています。



図13 性別、自殺の原因・動機別の自殺者数 (平成28 (2016) 年~令和2年 (2020) 年 佐世保市合計) 出典: 地域における基礎資料より佐世保市作成

(8) 自殺者における自殺未遂歴の有無

自殺者における自殺未遂歴がある人は全体の21.1%となっています。 男女別で比べてみても、全国とほぼ同様の傾向となっています。

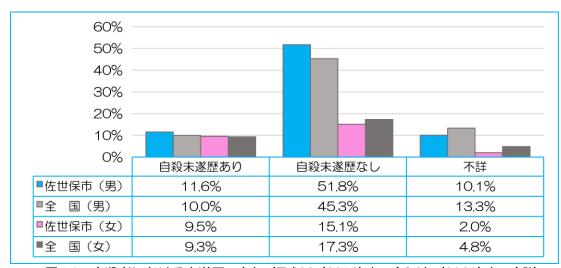


図14 自殺者における未遂歴の有無(平成28(2016)年~令和2年(2020)年 合計)

出典: 地域における基礎資料より佐世保市作成

(8) 本市の主な自殺の特徴 (平成28 (2016) 年~令和2年 (2020) 年 合計)

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率*	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	28	14.1%	29.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2位:男性 60 歳以上無職独居	26	13.1%	134.7	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→ 将来生活への悲観→自殺
3位:男性 40~59 歳有職同居	21	10.6%	19.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:女性 60 歳以上無職同居	20	10.1%	12.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 20~39 歳有職同居	12	6.0%	15.0	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ+過労→うつ状態→自殺

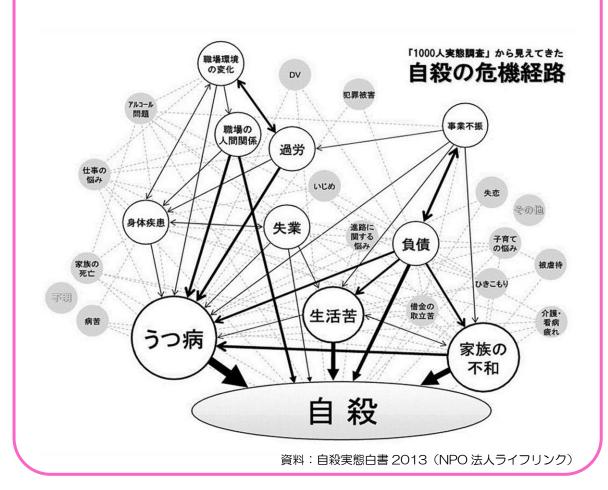
- •区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。
- * 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、平成27年国勢調査を基にJSCPにて推計したものです。
- **「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したものです。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではありません。

参考

■背景にある主な自殺の危機経路

「佐世保市の主な自殺の特徴」にある「背景にある主な自殺の危機経路」は、 NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査を参考 に、国が、全国的に見て代表的と考えられる危機経路を示したものです。下図の 自殺の危機経路において、〇の大きさは自殺の要因の発生頻度、矢印の太さは要 因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。

このように、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることがわかります。



2. 佐世保市の自殺特性のまとめと必要な対策

本市の自殺特性まとめ

- ① 本市における自殺者数と自殺死亡率は、平成20(2008)年以降減少傾向となっていますが、令和2年は、令和元年に比べ増加しています。
- ② 自殺者数の男女別割合は、男性が多くなっています。
- ③ 年代別自殺死亡率は、男性は80歳代が一番高い数字で、次いで30歳代、60歳代、50歳代、40歳代となっており、いずれも全国平均と 比べて高くなっています。女性は60歳代が一番高い数字で、全国平 均と比べて高くなっています。
- ④ 職業別自殺者数では、「有職者」よりも、「無職者」の自殺者が多くなっています。内訳は「その他の無職者」が一番多く、次いで「年金等生活者」「被雇用者・勤め人」の順になっています。さらに、有職者では「自営業者・家族従業者」よりも「被雇用者・勤め人」の自殺者数が多くなっています。
- ⑤ 同居人の有無別自殺者割合は、「同居人あり」のほうが多くなっています。また、男女いずれも、60歳以上の「無職者・同居」「無職者・独居」による自殺者が高く、全国の割合よりも高くなっています。男性は続いて40~59歳の「有職者・同居」の順となっています。
- ⑥ 自殺原因・動機別自殺者数では、「健康問題」が最も多くなっています。次いで、「経済・ 生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」となっています(その他、不詳を除く)。
- ⑦ 自殺者における自殺未遂歴では、自殺未遂歴がある人は全体の 21.1%となっています。

本市において必要な基本的な対策

- ◆ 自殺リスクを抱える可能性のある問題は多種多様であり、様々な相談窓口 において丁寧な支援を行うためのネットワークや支援の充実
- ◆ 自殺対策を支える関係機関職員や市民を対象とした人材の育成
- ◆ 心の健康づくり等について理解を進めるための市民への啓発と相談窓口等の周知
- ◆ 全世代に対し、生きづらさを減らし生きることを支える働きかけ
- ◆ 将来の自殺リスクを軽減させるための児童・生徒への早い時期からの教育

本市の自殺の特徴から、特に自殺対策を必要とする課題

(1) 高齢者への支援

年代別自殺者数では、過去5年間(平成28(2016)年~令和2(2020)年)の60歳以上の自殺者数は全体の約半数を占めています(P10.図6)。地域との関わりが希薄となる中で、閉じこもりや在宅でも生活が困難なケース等、日常生活への不安や問題を抱える高齢者が増加しており、「高齢者への自殺対策」が必要です。抱える問題が深刻化する前に早期の段階から、包括的に支えあっていくことで、地域の中で孤立せず、生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要です。

(2) 生活困窮者への支援

無職者の自殺者数は約7割を占めています(P11.図8)。また、原因動機別でみると、「経済・生活問題」を理由とするものが2番目に多くなっています(P14.図13)。中でも、生活苦によるものが多くを占めており、「生活困窮者への自殺対策」が必要です。生活困窮は、経済的な困窮にとどまらず、その背景に、病気、介護、障がい、労働トラブル、多重債務、虐待、性暴力被害、依存症、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、家族や地域との関係性が希薄化し、社会的な孤立から、誰にも相談できず、自殺のリスクが高まる傾向にあります。このため、関係機関同士が緊密に連携し、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じた支援を展開することが重要です。

(3) 働く人への支援

職業別自殺者数では、「被雇用者・勤め人」が3番目に多くなっています(P11. 図8)。健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、職場でのメンタルヘルス対策への取り組みをといった「勤務・経営問題への対策」が必要です。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進やハラスメント対策等、労働者が働きやすい職場環境づくりについて、事業所や各職域団体等と連携した取り組みが必要です。

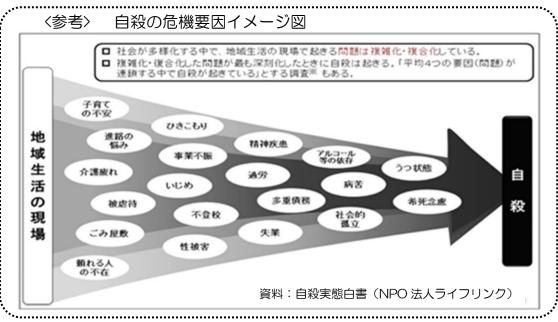
第3章 自殺対策における基本的な考え方

1. 基本理念

社会全体で生きることの包括的な支援を行い、 誰も自殺に追い込まれることのない佐世保市を目指します

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が関係していることが知られています。自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、命を絶たざるを得ない状態に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺に至る心理としては、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。また、全国的に令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増加しました。自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得るものです。「自殺はその多くが追い込まれた末の死」であり、「その多くが防ぐことができる社会的な問題」であるとの認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連携を図り、総合的に推進していくことが重要となります。社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開し、「誰も自殺に追い込まれることのない佐世保市」の実現を目指します。



2. 基本方針

■ 新たな自殺総合対策大綱(素案)を参考に■ 記載しています。

令和4(2022)年 月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、生きることの包括的な支援として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺は健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しているため、精神保健的な視点だけでなく、「重層的支援体制整備事業」「生活困窮者自立支援制度」「孤独・孤立対策」「こども家庭庁(令和5年4月1日設立予定)」等の関連施策や、社会・経済的な視点を含んだ様々な分野の関係者や組織と連携し、それぞれの立場で自殺対策の役割を担っているという意識を持ち、包括的な取り組みを推進していく必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正にかかわる「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進していくことが重要です。

また、自殺が発生する前の段階における啓発等の「事前対応」、自殺が起こりつつある状況に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の3つも挙げられており、それぞれの段階に応じた施策を実施していく必要があります。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発を行います。

また、いまだ精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を 受診することに心理的な抵抗を感じ、問題が深刻化しがちと言われています。 すべての市民が、それらの偏見をなくし、自殺を考えている人のサインに早く 気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていける よう、広報活動、教育活動に取り組んでいく必要があります。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携、協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む必要があります。

3. 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱における数値目標は、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指して、令和8(2026)年までに、平成27(2015)年と比べて30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標としています。

国の目標に準じて、本市では、令和8(2026)年までに、自殺死亡率を11.5以下、本計画期間の令和9(2027)年までに11.2以下まで減少させることを目指します。

* 令和8年までの目標を達成するための年間平均減少割合(%)

佐世保市	平成 27	令和 8	令和9
	(2015)年	(2026)年	(2027)年
自殺死亡率	16.4 309	11.5 以下2.7	11.2以下

自殺死亡率について

その年の地域の自殺死亡数を地域の人口で割った数に10万をかけた数。そうすることで、人口規模の異なる自治体であっても、自殺死亡率で比較できることになる。

	計算式
自殺死亡率	地域の自殺者数÷地域の人口×100,000人

※人口は、総務省統計局の人口推計(毎年10月1日現在)の総人口に基づく。

〈参考〉 国・長崎県の自殺死亡率(人口10万人対)

国	平成 27(201	5) 年	令和8(2026)年
自殺死亡率	18.5	309	6減 13.0以下

長崎県	
自殺死亡率	に県の目標値を記載します。

4. 施策体系

自殺総合対策大綱及び本市の現状や課題などを踏まえて、本市の自殺対策の 基盤となる取組として、5つの基本施策を設定しました。さらに、本市におい て自殺対策を特に必要とする「高齢者」、「生活困窮者」、 「勤務・ 経営問 題」への支援に優先的に取り組むこととし、これら3つを重点施策として位置 づけました。

基本 理念

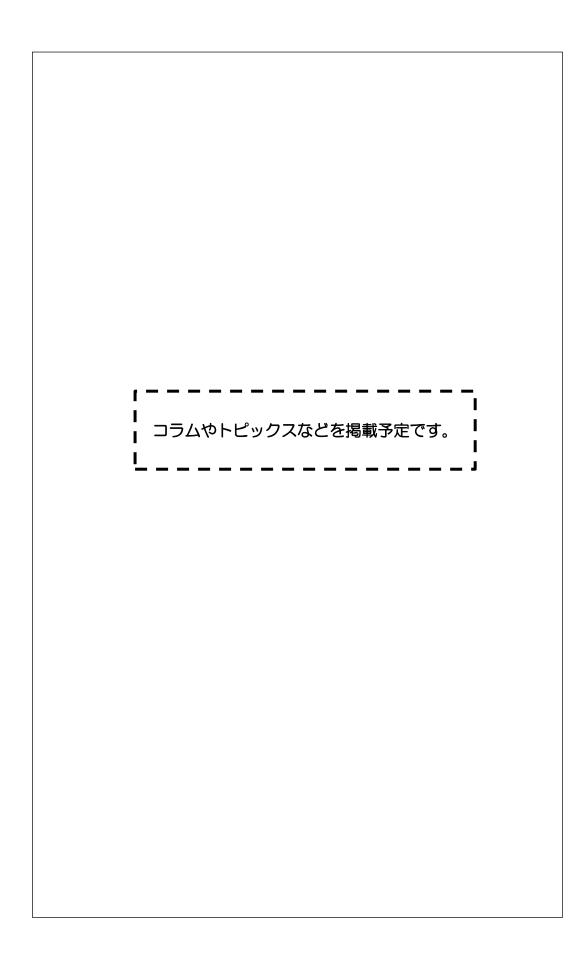
基本方針

- 3 2 5 4
 - 1 生きることの包括的な支援として推進

展開

- 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の
- 実践と啓発を両輪として推進 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮 関係者の役割の明確化と関係者による連携、 協働の推進
- *自殺対策を推進するうえで 基本施策 欠かすことのできない施策
 - (1) 地域におけるネットワークの強化
 - (2) 自殺対策を支える人材の育成
 - (3) 市民への啓発と周知
 - (4) 生きることの促進要因への支援
 - (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- *本市における優先的な課題 重点施策 への取組
 - (1) 高齢者に対する取り組みの推進
 - (2) 生活困窮者に対する取り組みの推進
 - (3) 働く人に対する取り組みの推進

誰も自殺に追い込まれることのない佐世保市を目指します 社会全体で生きることの包括的な支援を行い



第4章 具体的な自殺対策の取り組み

1. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進するうえで基盤となる取り組みが、「地域におけるネットワークの強化」です。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、庁内各課の連携を図り包括的な支援の充実を目指します。また、庁内だけでなく、国、県、市、関係団体、市民等が連携・協働する仕組みを構築することを推進します。

(1) 自殺予防対策のためのネットワークの強化

事業・取組名	取組内容	担当課等
救急医療機	救急医療の現場と精神科病院、消防や警察及び行	障がい福祉課
関、精神科病	政が円滑な連携をし、自殺未遂者が再企図へつな	
院、消防、警	がることを防ぐための取り組み強化を行います。	
察及び行政の		
連携強化		
		c
庁内自殺対策	自殺対策に関する現状や取組などの情報を共有し	庁内関係課
ワーキング会	全庁的に自殺対策の推進を図ります。	
議の開催		
		g-t 1 %
地域の関係団	自殺対策に関係する団体及び行政機関と連携し、	障がい福祉課
体との連携強	自殺対策の推進を図ります。	
化	(佐世保市社会福祉協議会、佐世保労働基準監督	
	署、江迎労働基準監督署、佐世保公共職業安定	
	所、江迎公共職業安定所、佐世保商工会議所、	
	佐世保若者サポートステーション、佐世保地域産	
	業保健センター、長崎いのちの電話、フリースペ	
	ースふきのとう 等)	

② 他の事業を通じて地域に展開されているネットワークとの連携

事業・取組名	取組内容	担当課等
地域ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継	長寿社会課
の開催	続するため、医療・福祉等の関係機関が、必要な	市内地域包括
	支援体制や社会資源の構築を図ります。	支援センター
生活困窮者自	生活困窮者の多くは自らSOSを発することが難	生活福祉課
立支援推進庁	しいため、「待ちの姿勢」ではなく、「早期把	
内連携会議の	握」や「早期支援」を行うために、多くの市民の	
開催	方々に接する庁内関係各課等の横断的な連携体制	
	の構築を図ります。	

(2) 自殺対策を支える人材の育成

悩みを抱えた人が孤立しないよう、自殺の危険性を示すサインに早期に気づき、必要な支援や関係機関につなぐことのできるゲートキーパーの育成を推進します。市職員はもちろんのこと、地域の関係団体等や市民を対象としたゲートキーパー養成講座を開催し、自殺対策を支える人材を育成します。

事業・取組名	取組内容	担当課等
市職員向けゲ	窓口における相談等で、リスクを抱えた市民	障がい福祉課
ートキーパー	に適切な対応ができるように、市職員研修と	職員課
養成	してゲートキーパー養成講座を行います。	
支援者を対象	自殺対策に関連する地域の支援者や専門職及び市	障がい福祉課
としたゲート	民の各種相談を受ける福祉の職員等(民生委員・	
キーパー養成	児童委員、ケアマネジャー、地域包括支援センタ	
	ー職員、福祉事業所職員 等)を対象にゲートキ	
	ーパー養成講座を行います。	
住民を対象と	地域のグループや企業、学校など様々な団体にゲ	障がい福祉課
したゲートキ	ートキーパー養成講座を実施し、身近な地域で気	
ーパー養成	付き、支える市民を育成します。	
若者向けゲー	大学や専門学校など若者を対象とした依存症講	障がい福祉課
トキーパー養	話、ゲートキーパー養成講座を行います。	
成(依存症講話		
を含む)		

(3) 市民への啓発と周知

市民や支援者が自殺対策や命の大切さについて理解を深めることのできる機会を増やします。自殺に追い込まれるという状況は「誰にでも起こり得ること」であり、その危機に陥った場合には「誰かに援助を求めることが適当である」ということが社会全体の共通認識となるよう、普及啓発を行います。

事業・取組名	取組内容	担当課等
自殺予防啓発 物の作成・配 布	自殺予防に関する情報や地域の相談窓口や相談機関、精神科病院・診療所等の情報を掲載した リーフレット等を作成し、庁内外の関係機関等 へ配布又は設置することで、広く市民への情報 提供と啓発を行います。	障がい福祉課
県内の各種相 談窓口やSNS 相談窓口の周 知	県内の各種相談窓口について、長崎県や関係団体等の作成した啓発媒体を庁内外の関係機関等へ配布又は設置、また国や県のSNS相談窓口について、ホームページ等にて周知を図ります。	障がい福祉課
自殺予防週 間・自殺対策 強化月間にお ける啓発	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間 について広報やホームページ等で周知と啓発に 努めます。また、啓発用ポスターや自殺対策啓 発媒体を庁内外の関係機関・団体等へ配布又は 設置し、自殺予防について啓発をします。	障がい福祉課
講演会の開催	市民を対象にこころの健康づくりや自殺予防等に関する講演会を開催します。	障がい福祉課
各種メディア やイベントを 活用した啓発	広報させぼや福祉だより、市公式のホームページや SNS 等を活用し、自殺対策に関連する情報や取組を発信します。また、成人式典等のイベント等を活用し、啓発媒体を配布又は設置するなど啓発を図ります。	障がい福祉課
相談窓ロ一覧 やゲートキー パー養成講座 リーフレット の配布	救命講習等の講習の際に、相談窓口一覧等のリーフレットを配布します。	消防局警防課

高齢者福祉に 関する広報事 業	一般市民に介護保険制度やサービスに加えて介護や認知症などの相談先を介護保険サービスガイドや各種パンフレットにて周知します。	長寿社会課
性教育研修会 の開催	学校職員と保護者等向けに、いのちの大切さや 心の健康などをテーマにして、年に1回講演会 を開催します。	学校保健課
人権啓発活動	人権啓発講演会や人権研修会等を開催し、お互 いの人権を尊重するための啓発活動を行いま す。	人権男女共同参 画課
健康教育事業	医師や保健師等による心身に関する健康講話や 講演会等を開催し、心身に関する正しい知識の 普及啓発を行います。	健康づくり課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの促進要因」を増やす取り組みに加えて、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組みを幅広く推進していきます。

① 相談支援体制の充実

事業・取組名	取組内容	担当課等
各課窓口との	窓口業務や相談、徴収業務等の際に把握した生活	全課
連携	問題について、相談窓口のご案内を行い、必要に	
	応じ関係機関と連携した対応を行います。	
こころの健康	さまざまな悩み・不安を抱えている方やその家族	障がい福祉課
相談	などからの相談に対応します。	
自死遺族の支	自死遺族の相談先やつどいについて、必要な方に	障がい福祉課
援	情報提供を行います。	
不登校・ひき	不登校・ひきこもりの方やそのご家族からの相談	障がい福祉課
こもり支援	支援や居場所の提供を行い、適宜、関係機関等へ	NPO 法人フリ
	つなぐ支援を行います。	ースペースふ
		きのとう
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助	健康づくり課
	言等を行います。	

		×
いきいき元気	生きがいをもって暮らすことができるように、手	健康づくり課
食事づくり教 _宰	軽にできる食事の作り方などを覚えてもらい、食 べる楽しみを持ってもらうために教室を開催しま	
至	へる楽しめを持つてもりりために教室を開催しよ す。	
 市民相談業務	9°	市民安全安心
(市民相談	して、助言や関係機関等との連携を行います。	課
字)	して、 切合で国際協議寺にの建設と同いる 9。	
<u></u> 2 消費生活相談	 市民からの消費生活に関する相談に助言、支援を	市民安全安心
業務(消費生	行います。	課
活センター)		
 犯罪被害者等	 被害者等が直面する問題に対応する総合的な相談	市民安全安心
支援事業	窓口を設け、支援に関する制度の案内や犯罪被害	課
	を受けたことにより必要となった市関係手続きの	
	ワンストップ対応などの支援を行います。また、	
	必要時関係機関との連携を行います。	
 犯罪被害者等	 犯罪被害者等支援についての研修会を開催しま	市民安全安心
支援事業	す。	課
犯罪被害者等 支援事業	被害者等への慰め、お見舞いの気持ちを表すもの として見舞金を支給します。	市民安全安心
义]及学禾 	こして元舜业で文作しより。	0木
 医療相談事業	 市民からの医療に関する苦情や相談があった時に	医療政策課
	は話を傾聴し、必要時は了承を得て関係機関につ	
	なぎます。	
724 C+ FF TD NV	4+c-7c4=0.0+.4.7=40.4.7=1	E.E.D.
健康管理事業	特定健診時や面談や電話、手紙などでの特定保健	医療保険課
特定健康診査	指導時に生活状況の把握を行い、必要時、関係機	
事業	関につなぎます。 	
特定保健指導 事業		
罗末 		
医療費適正化	重複頻回受診者を訪問指導した際に生活状況の把	医療保険課
特別対策事業	握を行い、必要時関係機関へつなぎます。	
民生委員事業	民生委員・児童委員活動の手引きに自殺の現状や	保健福祉政策
	ゲートキーパーの内容を掲載し、周知を図りま	課
	ਰ.	
	I	

② 子どもや女性への支援体制の充実

事業・取組名	取組内容	担当課等
児童虐待予防	妊娠中から出産後まで関わりが深い産科医療機関	子ども保健課
の産科医療機	と行政が産後のアンケートを用いて情報を共有し	
関と行政の連	ながら、妊婦・産婦に寄り添い、妊娠中~産後ま	
携事業	でサポートし、児童虐待防止に努めます。	
個別育児相談	妊婦や乳幼児を育てる母に対して、臨床心理士が	子ども保健課
	個別に心理育児相談を行います。	
養育支援訪問	家庭における安定した子どもの養育に寄与し、家	子ども保健課
事業(家庭訪	庭に重大な負担がかかる前の段階において訪問に	
問員)	よる支援を行います。子育ての支援を得ることが	
	困難な家庭に対し、家庭訪問員が家事・育児・相	
	談支援を行います。	
養育支援訪問	低出生体重児や母乳の不安を抱えている母子を対	子ども保健課
事業(助産	象に、専門職である助産師が訪問します。	
師)		
母子生活支援	DVからの緊急避難等のための支援を行い、母子	子ども子育て
施設措置事業	の身柄の安全確保と自立の支援を行います。	応援センター
子育て短期支	保護者の病気、育児疲れや育児不安、また夜間・	子ども子育て
援事業	休日勤務などにより子どもを養育できない場合な	応援センター
	どにおいて子どもを一時的に養護施設などで預か	
	ります。	
子ども子育て	おおむね18歳までの子どもや保護者、関係機関	子ども子育て
応援事業	からの保健、福祉、教育等各分野の相談に応じま	応援センター
	す。また、児童虐待に関する相談に応じ、関係機	
	関と連携しながら支援を行います。	
ファミリーサ	育児の援助を受けたい人と援助をしたい人で会員	子ども政策課
ポートセンタ	組織をつくり、地域での子育て支援の環境を整え	
一運営事業	ます。	
子育て支援情	市民目線の子ども・子育て支援に関する情報発信	子ども政策課
報発信事業	を行います。	
	(子育て情報サイト「すくすく SASEBO」・子	
	育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」の運用)	

地域子育て支 援拠点事業 行政保育士に よる育児相談	乳幼児とその保護者が交流できる子育て支援センターにおいて、子育てについての相談、情報提供・情報交換、助言その他の支援を行うなど地域の子育て支援を行います。 行政保育士が子育てに関わる相談、情報提供等を行います。	保育幼稚園課保育幼稚園課
福祉医療支給事業	福祉医療支給事業について、ホームページで関連する情報を常時掲載し、啓発を行います。	子ども支援課
児童扶養手当 支給事業	児童扶養手当支給事業について、ホームページで 関連する情報を常時掲載し、啓発を行います。	子ども支援課
母子家庭等自 立支援事業	ひとり親家庭の経済的自立に向けた就労支援(給付)を行います。	子ども支援課
母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業	ひとり親家庭の生活の安定と向上、児童の福祉の推進のために貸付を行います。	子ども支援課
教育相談活動 事業	いじめや不登校、学校のことで悩んでいる児童生 徒や保護者に対しての教育相談や、教職員を対象 とした教育相談を行います。(来所・訪問・電 話・メール)	青少年教育セ ンター
スクールソー シャルワーカ ー活用事業	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識を加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	青少年教育セ ンター
メンタルフレンド派遣事業	登校渋りやひきこもりなど、外に出たくても出られない子どもたちに、学校への復帰(再登校)または相談機関への足がかりとなることを目的に年齢の近い大学生等を派遣します。	青少年教育セ ンター

「あすなろ教	小・中学校不登校児童生徒やその保護者に対し	青少年教育セ
室」(学校適	て、教育相談や学習支援及び体験活動などを行	
主」(子仪旭	し、 教育性談で子首又族区の体験泊期はこで1]	ンター
応指導教室)	い、学校復帰(再登校)及び社会的自立に向けた	
	支援を行います。	
「サテライト	「あすなろ教室」を、コミュニティセンター等を	青少年教育セ
あすなろ教	活用して開設し、学校に足が向かない児童生徒の	ンター
室」	居場所や学びの場を提供します。	
薬物乱用防止	児童生徒を対象に、薬物乱用防止教室を実施し、	学校保健課
教育	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導を行いま	
	す。	
婦人保護更生	離婚問題や経済問題、DV 被害に関する相談に応	人権男女共同
相談事業	じ、適切な助言を行い、その自立を助けるため、	参画課
	相談内容に応じて関係機関へ繋ぎます。	

③ 障がい者への支援体制の充実

事業・取組名	取組内容	担当課等
総合相談	障がいに関する相談(難病に関する相談も含む)や各	障がい福祉
	種サービス等に関する相談に応じます。	課
各種講演会の	依存症やひきこもり、発達障がい、難病や障がい者虐	障がい福祉
開催	待等について市民や関係機関向けに各種講演会を開催	課
	します。	
精神科医によ	精神科医が、精神的な悩みなどを抱えている未治療者	障がい福祉
る家族向け相	の家族の相談に応じます。	課
談		
 障がい者	 委託相談支援事業所が、障がいのある方や家族等から	障がい福祉
(児)相談支	安記代談文援事業所が、 降がいのある方で家族等から の福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言・	課
援事業	障がい福祉サービス利用援助等の必要な支援を行いま	委託相談支
	す。	援事業所
障がい者権利	障がい者虐待の防止等に対する対応や、また、成年後	障がい福祉
擁護業務	見についての相談支援を行います。	課

④ 高齢者への支援体制の充実

事業・取組名	取組内容	担当課等
総合相談業務	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できる	長寿社会課
	ようニーズを把握し、適切な社会資源やサービスに繋	市内地域包
	ぐ支援を行います。	括支援セン
		ター
佐世保市認知	平成27年度から開始。在宅生活をされている認知症	長寿社会課
症高齢者等見	の方(疑い含む)で行方不明になる恐れのある方を対	
守り支援事業	象に、見守りのお願い(写真付き情報提供書)を作成	
	し関係者や地域に配布します。登録者に対し、見守り	
	シール(QRコード)の配布をしています。	
認知症の早期	認知症の好発年齢である 70 歳代を中心に、「物忘れ	長寿社会課
発見•早期対	相談プログラム」を活用し健康教育とスクリーニング	
応事業	検査を行い、認知症疑いの方の早期発見・早期受診や	
	支援体制の充実と、認知症予防の理解促進等を図りま	
	す。	
高齢者の認知	地域の関係者が連携し、認知症の正しい理解の普及・	長寿社会課
症等相談事業	啓発、認知症にやさしい地域づくりのための見守り・	
	支援体制の充実を目的として、年2回認知症対策検	
	討会を開催しています。また、認知症地域支援推進員	
	を配置し、各関係機関との連携体制を強化し、適切な	
	医療・介護等の提供を図ります。	
認知症サポー	認知症サポーターを養成することで、地域における認	長寿社会課
ター等養成事	知症の理解者・支援者を増やし、認知症の人とその家	
業	族が安心して生活できるような地域づくりを目指しま	
	ਰ .	
介護教室	介護方法・技術の習得、介護サービスについての情報	長寿社会課
	提供、助言を主な内容として「介護教室」を開催しま	
	す。(市内に介護事業所を有する法人に委託)	
認知症初期集	複数の専門職が認知症本人や家族を訪問し、認知症の	長寿社会課
中支援推進事	専門医による鑑別診断等を踏まえて初期の支援を包括	
業	的、集中的に行い自立生活のサポートを行います。	
高齢者虐待防	高齢者虐待に関する相談、支援を行います。また、関	長寿社会課
止•対応事業	係者向けの研修会や講演会の実施、街頭キャンペーン	
	等にて市民への啓発活動を行い、高齢者虐待の早期発	
	見・早期対応・防止に取り組みます。	

_		
徘徊高齢者家	認知症により徘徊のリスクのある高齢者を在宅介護す	長寿社会課
族支援サービ	る家族の負担軽減のため、位置情報提供サービスを行	
ス事業	います。	
高齢者生活福	ひとり暮らし又は夫婦のみ世帯で、家族の援助が困難	長寿社会課
祉センター運	な方や、高齢のため独立して生活することに不安があ	
営事業	る高齢者に対し、高齢者生活福祉センター(生活支援	
	ハウス)において安心して健康で明るい生活を送れる	
	ように、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合	
	的に提供します。	
離島介護サー	離島地域に居住する高齢者に対し、本土と同等の介護	長寿社会課
ビス渡航費助	(予防) サービスが利用できるよう、サービス利用者	
成事業	およびサービス提供事業者に対し、渡航に係る費用の	
	助成等を行います。	
高齢者職業機	年齢にかかわりなく働き続けることのできる「生涯現	商工労働課
会確保事業	役社会」を実現するため、高年齢者に対して就業機会	
	を確保・提供するためのシルバー人材事業に対して支	
	援することで、高年齢者の健康と生きがいをもった生	
	活につなげていきます。	

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)は、将来の自殺リスクを減少させる一助となるため積極的に取り組んでいきます。

また、悩みを抱える児童生徒が、安心して悩みを相談することができる環境づくりを推進します。

事業・取組名	取組内容	担当課等
豊かな心をは	「いのちをみつめる強調月間」を設定し、学校・	学校教育課
ぐくむ実践事	家庭・地域が一体となり心の教育の更なる充実の	
業	ための広報活動及び講演会を開催します。	
心の教室相談	心の教室相談員を中学校に配置し、生徒が気軽に	学校教育課
員の配置	相談できる相手として、悩みを持つ生徒の相談活	
	動を行います。	

教育相談員の	各学校からの要請に応じて、教育相談員(臨床心	学校教育課
派遣	理士や公認心理士等)を小・中・義務教育学校に	
	派遣し、児童生徒・保護者・教職員のカウンセリ	
	ングやアドバイスを行い児童生徒の心の安定に努	
	めます。	
いじめ・不登	不登校防止、いじめ防止、ネットトラブル防止に	学校教育課
校対策	資するリーフレット等を作成し啓発を行います。	
各教科等にお	保健や道徳、学級活動等の時間に、生命の尊さや	学校教育課
ける授業を通	心身の健康についての学習を行います。	
した教育		
人権教育推進	教職員が佐世保市人権教育研究会が開催する講演	学校教育課
事業	会や研究大会に参加して、人権教育や命を大切に	
	する教育に関する資質能力を高めます。	

2. 重点施策

地域自殺実態プロファイルより、本市の自殺の特性である「高齢者」「生活困窮」「勤務・経営」の問題が、自殺対策の推進していく上での喫緊の課題であり、これらを本市における重点施策として位置づけ、関係機関と連携し取り組みを推進していきます。

(1) 高齢者に対する取り組みの推進

高齢者は、死別や離別、病気・介護等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、複合的な問題に適切に対応し、必要な支援につなぎ、「孤立を防ぐ」ことができる体制づくりを推進します。

事業・取組名	取組内容	担当課等
認知症力フェ 支援	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相 互に情報を共有し、お互い理解し合う場。各包括 圏域に一か所ずつ設置を目標としています。	長寿社会課
若年性認知症 支援 本人ミ ーティング	認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望をもって暮らすことができ、本人視点での施策反映することを目標に開催しています。毎月1回、本人・家族・支援者で集まり、チラシ制作等の活動をしています。	長寿社会課
総合相談業務	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるようニーズを把握し、適切な社会資源やサービスに繋ぐ支援を行います。	長寿社会課 各地域包括支 援センター
権利擁護業務	高齢者虐待や消費者被害防止及び対応、判断力を 欠く状況にある高齢者への支援を行います。	長寿社会課 各地域包括支 援センター
訪問指導	保健師等が自宅を訪問し、対応困難な要援護高齢者やその家族等に対して、関係機関と連絡・調整を図りながら、療養上の指導や介護福祉サービスの紹介などを行い、支援します。	長寿社会課

離島介護サー	介護サービス事業所がない高島において、島内の	長寿社会課
ビス確保事業	要介護者や虚弱高齢者に対して、週に数回、リハ	
	ビリテーションやレクリエーション等のサービス	
	を提供し、健康相談や介護予防等の相談を行う	
	「いこいの広場」を開催します。	
一般介護予防	高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てる	長寿社会課
		2131
事業	ことなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と	21012131
事業 介護予防・生	ことなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と 人とのつながりを通して、地域づくりを推進する	
3 7,1		2.5.2.2.0
介護予防・生	人とのつながりを通して、地域づくりを推進する	

(2) 生活困窮者に対する取り組みの推進

生活困窮に陥る原因は、リストラや倒産、病気によって失業したりと様々で、 深刻な問題を複数抱えている人も少なくありません。経済状況の改善のため支 援することはもちろんのこと、その後も安定した生活を送ることができるよう、 庁内や地域の関係機関と連携し、就労、健康問題について「生きることの包括的 な支援」を提供し、問題解決を図る必要があります。

事業・取組名	取組内容	担当課等
生活保護制度	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長します。	生活福祉課
自立相談支援 事業	委託相談支援事業所が、生活に困っている方の仕事、子育て、法律の問題など様々な相談に応じ、自立した生活を目指して支援を行います。必要時、関係機関と連携を図りながら支援を行います。	生活福祉課 委託相談支援 事業所
住居確保給付 金の支給	離職により住宅を失うおそれのある人に、家賃相 当額を支給することにより、安定した住宅の確保 と就労自立を図ります。	生活福祉課
学習支援事業	生活に困窮している家庭の中学生に対する学習支援の機会を設けることで居場所の確保に努めます。	生活福祉課

相談援助事業	市町社会福祉協議会が実施する「生活困窮者自立 支援事業」などの地域住民を対象とした相談事業 を通して、自殺の可能性のある人の早期発見・対 応に努めます。 また、福祉サービスを利用している人について は、福祉の関係機関と連携を図ります。	佐世保市社会福祉協議会
資金貸付事業	各種の貸与事業を実施します。 (総合支援資金等)	佐世保市社会福祉協議会
国民年金事業	国民年金保険料が納付できない方については、生活面での把握に努めます。	医療保険課
納税相談	納税が困難な状況の方には、相談窓口一覧等を活用し、他の相談窓口や支援先等を紹介します。	収納推進課
市営住宅管理事業	市営住宅申し込み時や、市営住宅入居者からの相談、徴収業務等の際に把握した内容について、相談窓口の案内を行い、必要に応じて関係機関につなぎます。	住宅課
納付相談	水道料金等の未納の相談を通じて、生活面での困 難を抱えている方の把握に努め、必要に応じて関 係機関につなぎます。	水道局営業課
助産施設措置	経済的理由により入院助産を受ける事が出来ない 妊産婦が助産施設を利用することで安心して出産 できるようにします。	子ども子育て 応援センター

(3) 働く人に対する取り組みの推進

市内には小規模事業所が多く、職場環境の改善やメンタルヘルス対策等に力を入れている企業がまだ決して多くない現状にあります。

本市は、勤務問題の現状やメンタルヘルス対策等についての周知・啓発活動を強化すると同時に、勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制も強化し、さらには、健康経営に資する取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を推進していきます。

事業・取組名	取組内容	担当課等
ストレスチェ	職場におけるメンタルヘルス対策推進のた	佐世保労働基準監
ックの実施の	め、事業者に対し、「労働者の心の健康の保	督署
ための指導	持増進のための指針」の普及啓発を図るとと	江迎労働基準監督
	もに、労働安全衛生法の改正により平成27	署
	年12月に創設されたストレスチェック制度	
	の実施の徹底を図ります。	
労働相談	労働問題について、労働者・事業主からの相	佐世保労働基準監
	談に対応します。	督署
		江迎労働基準監督
		署
過労死等防止	いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、	佐世保労働基準監
のための指導	過重労働による健康被害防止に向け、長時間	督署
	労働が行われている事業場に対する指導監督	江迎労働基準監督
	の徹底など労働基準監督署による指導監督を	署
	強化します。	
健康相談•長	従業員 50 人未満の事業場を対象に、健康診	佐世保地域産業保
時間労働•面	断後の処置をどのようにするのか、職場のメ	健センター
接指導	ンタルヘルスなどについて専門の医師が相談	
	に応じます。また、必要に応じて関係機関と	
	の連携を図ります。	
職業相談	ハローワークの窓口において事情に応じた職	佐世保公共職業安
	業相談を実施し、相談者に対して早期再就職	定所
	支援等の各種雇用対策を推進します。また、	江迎公共職業安定
	関係機関との緊密な連携を通して相談者への	所
	包括的な支援を推進します。	
こころの相談	就職に関するこころの悩みや不安について、	佐世保公共職業安
	専門家が相談に対応します(予約制)。	定所
		江迎公共職業安定
		所
就労支援	15 歳から 49 歳までの方を対象に、地域の	佐世保若者サポー
	関係機関と連携し、若年無業者等の職業的自	トステーション
	立を個別的・継続的・包括的に支援します。	

再就職相談	お仕事情報プラザ(無料職業相談所)で相談 業務に携わる職員が、相談者の適正に応じた 就職あっせんを行います。	商工労働課
教職員を対象 としたメンタ ルヘルス研修 の開催	教員研修にメンタルヘルス研修を取り入れ、 教員のメンタルヘルスの向上に努めます。	教育センター

第5章 自殺対策の推進

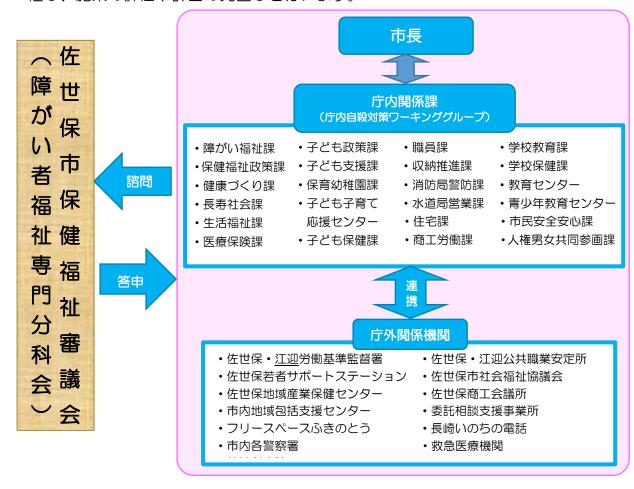
1. 計画の推進体制

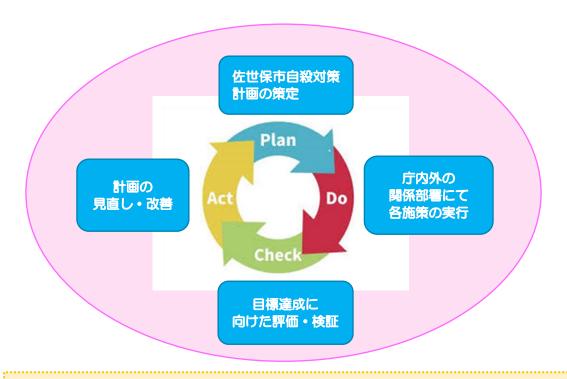
計画の推進にあたっては、社会全体で自殺対策のPDCAサイクル^{*7}を回すことによって、「誰も自殺に追い込まれることのない佐世保市の実現」に向けた取り組みを推進していきます。

具体的には、関係各課及び関係機関において構成された、庁内自殺対策ワーキンググループ会議を年2回程度開催し、第4章の基本施策及び重点施策の取組内容の進捗管理や評価、自殺対策に関する情報や課題の共有を行い、さらなる連携体制の強化を図ります。

また、庁外関係機関とも定期的に協議の場を設け、取組内容の進捗を管理 し、その情報や課題について、庁内自殺対策ワーキンググループ会議の場で情報共有を行います。

さらに、社会情勢の変化や国及び県の施策の変更、更には本計画の進捗状況等を鑑み、適宜、佐世保市保健福祉審議会の「障がい者福祉専門分科会」を開催し、施策の評価や計画の見直しを行います。





※7 PDCA サイクルとは

PDCA とは「Plan (計画)」、「Do (実行)」、「Check (評価)」、「Action (改善)」の頭文字をとったもので、事業や施策の進捗管理と改善を円滑に行うことを意味します。地域の自殺対策において PDCA サイクルを回すことにより、より効果的な事業や施策がより効率的に実施されるようになると考えます。

| 2. 計画の周知・啓発

本計画は、市ホームページや広報紙等で公表するほか、関係機関等への配布を行い、広く市民に対し本計画の周知を図ります。

I I	 !
L	 ,

発行 佐世保市

編集 佐世保市保健福祉部障がい福祉課

〒856-8686 長崎県佐世保市高砂町5番1号

電話 (0956) 24-1111 FAX (0956) 25-2281